

◆働き方改革◆

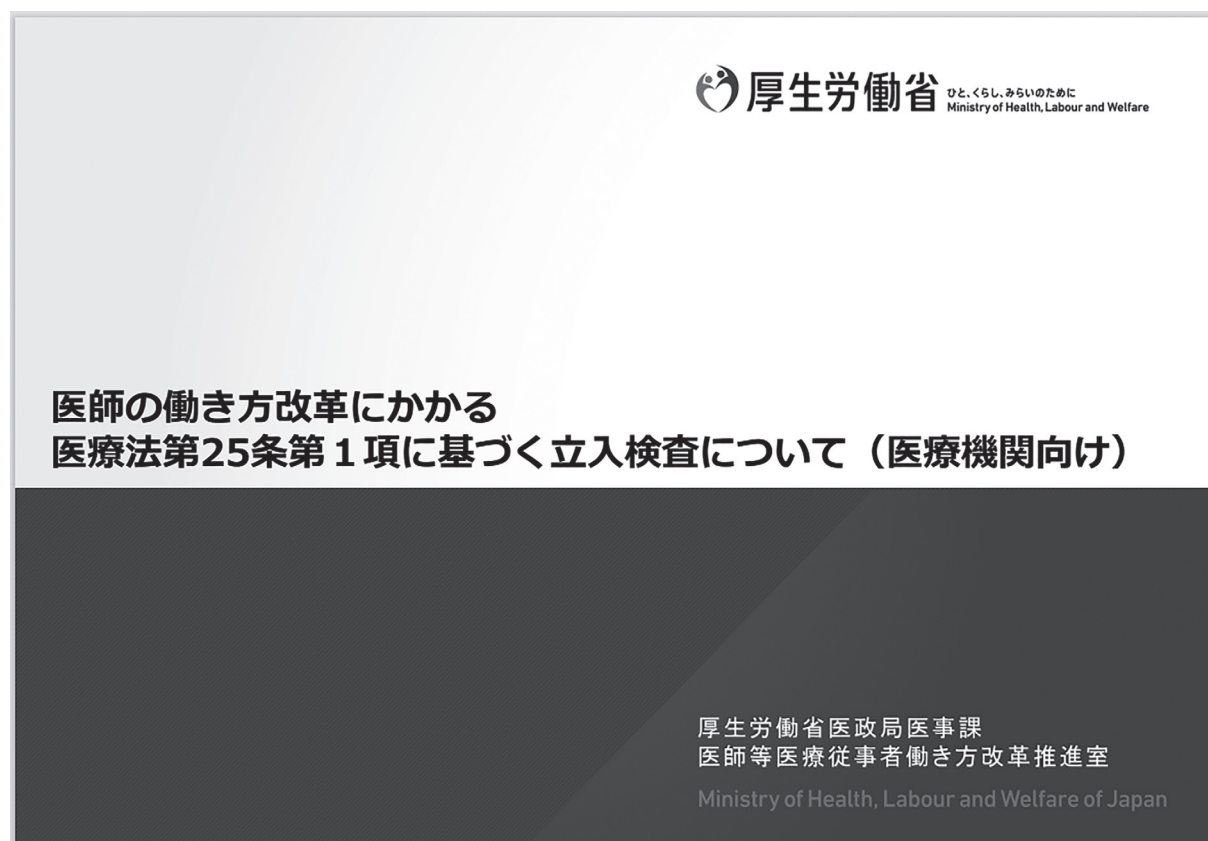
医療法第25条第1項に基づく立入検査について(その2)

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー
医療労務管理支援事業(厚生労働省委託事業) スーパーバイザー 新屋 尋崇

1. はじめに

現在、トップマネジメント研修において、医師の働き方改革にかかる医療法第25条第1項に基づく立入検査についての

説明等が厚生労働省よりされています(図1)。今月号では、その簡単なお紹介等をいたします。ご参考にしていただければと思います。



(図1 令和5年度トップマネジメント研修資料 より)

2. 立入検査における、適切な追加的健康確保措置の履行等の確認

2024年4月以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において、全医療機関

を対象に、医師の時間外・休日労働時間に応じた適切な追加的健康確保措置の履行について、確認されることとなります(図2)。

立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項 目	概 要	対 象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

(図2 令和5年度トップマネジメント研修資料 より)

トップマネジメント研修で配布されている当該資料には、確認事項や確認方法等の詳細が記載されていますので、是非

ともトップマネジメント研修をご受講の上、ご確認いただければと思います(図3、図4)。

1. 面接指導の実施

面接指導の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。

2. 確認方法

(1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」(※)を提示。確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。

(2) 面接指導の実施を確認

☐ 医療機関は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」(※)を提示。必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。

☐ 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

(図3 令和5年度トップマネジメント研修資料 より)

立入検査にあたって提示が求められる資料の一覧

医師の働き方改革関連の検査項目について、提示が求められる資料の一覧は以下のとおり。
立入検査を実施する機関によって、提示を求める資料が異なる場合がありますので、その場合は、立入検査を実施する機関の指示に基づき対応して下さい。

項 目	提示資料	対 象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 ・長時間労働医師面接指導結果及び意見書 ・面接指導実施医師養成講習会の修了証書	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 (※1. 面接指導の実施) と同じ一覧 ・措置の要否や措置の内容について記載された記録	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧 ・労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	・特定対象医師の名簿 ・直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

(図4 令和5年度トップマネジメント研修資料 より)

3. おわりに

今月号では、トップマネジメント研修における、医師の働き方改革にかかる医療法第25条第1項に基づく立入検査についての説明のご紹介等をいたしました。

同資料はトップマネジメント研修を受講されますとダウンロードすることができますので、是非ともご受講の上、ご確認いただければと思います(尚、同研修では、面接指導の実施についてや、働き方改革を実践している病院長からの事例講演、有識者による講演などもございます)。

【令和5年度トップマネジメント研修

専用サイト

<https://hospital-topmanagement-seminar-r5.jp/>】

医師の働き方改革や、医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関するご相談や支援要請は、鹿児島県医療勤務環境改善支援センター (TEL: 099-813-7731) までぜひご連絡ください。

4. 参考・引用

▶医師の働き方改革にかかる立入検査について(医療機関向け)資料

▶令和5年度トップマネジメント研修 専用サイト

